公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 タイプ別認証基準細則

第1条(総則)

本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会タイプ別認証規程(以下「認証規程」という。)第4条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)のタイプ別認証基準に関することについて定める。

第2条(認証基準)

認証可能と判断する基準はタイプ別に定めることとし、別表の通りとする。

第3条(改定)

本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則(令和7年1月22日)

1 本細則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

(1)部活動の地域展開タイプ

	大項目	小項目	認証基準
1	活動の質	ガイドラインの遵守	クラブの活動方針・活動計画等が、スポーツ庁や都道
			府県・市町村(特別区は市町村に準ずる)が定めるガ
			イドライン等に準じている。
2		ニーズの把握・反映	参加者のニーズ等を把握し、活動へ反映する仕組み
			や体制がある。
3		指導の質の確保	適切な指導を行うために、指導者の質を確保してい
			る。
4	連絡·連携体制	関連団体との連携	自治体や学校との連携が取れている。
(5)		連絡体制の確立	運営に必要な連絡系統を整備・管理している。
6	活動の継続性	収支計画の策定	継続して運営・活動を行うために、適切な収支計画を
			立てている。
7	リスクマネジメント	安全管理体制の確立	安全・安心な活動を提供するための方針や体制を整
			えている。
8		保険の加入	クラブが、参加者等の怪我や活動時の事故等に備え
			たリスクマネジメントのために、必要な保険に加入して
			いる。